

移住就農者生活支援 要件 チェックシート

【事業内容】

本市に移住就農した者の定着を図るための資金を最長2年間交付する。

【補助金額】

月額6万円とし、次の場合は加算する。

- 1 配偶者が全ての交付要件を満たす者である場合、月額2万円を加算
- 2 配偶者が1以外の者である場合、月額1万円を加算
- 3 子（交付申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者）1人につき月額1万円を加算（上限：月額2万円）

【交付対象期間】

始期は、全ての交付要件を満たした日が属する月とする。ただし、最初の交付申請日の属する年度の前年度以前に全ての交付要件を満たした場合は、最初の交付決定年度の4月とする。

終期は、次のいずれか早い月とする。

- ・始期から起算して24か月目
- ・経営開始型の交付要件を満たす月の前月
- ・青年等就農計画の認定の有効期間の終期が属する月
- ・農の雇用事業の助成対象期間の最終月

【その他注意事項】

- 1 経営開始型の交付を受ける場合、経営開始型の交付要件を満たす月の前月までを交付対象期間とする。ただし、予算の都合で経営開始型の交付を受けることができない場合についてはこの限りでない。
- 2 交付対象期間が複数年度にまたがる場合、申請者は、初年度の交付申請日において本市に住所を有してから3年以内の者であればよいものとする。また、添付書類のうち2及び3のうち前住所地の市町村税完納証明書又は非課税証明書については、次年度以降の交付申請において添付を要しないものとする。
- 3 子による加算については、4月1日において子が18歳に達している年度から加算の対象としない。
- 4 過去にこの事業による資金の交付を受けた者の配偶者はこの事業の交付申請をすることができない。

補助金の交付対象：次に掲げる要件を全て満たす者	
本市に住民登録し、申請時点において 18 歳以上の者	☐
農業に従事し、市内に居住し続ける意思がある者	☐
交付決定日から起算して 5 年間、農業に年間 200 日以上かつ 1,600 時間以上従事することが見込まれる者	☐
市税等を滞納していないこと。	☐
生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていないこと。	☐
<u>伊達市暴力団排除条例（平成 24 年伊達市条例第 3 号）第 2 条第 1 号</u> に規定する暴力団、 <u>同条第 2 号</u> に規定する暴力団員でないこと。	☐

補助金の交付要件	
認定新規就農者（既に農業経営開始した者に限る。）であること。	☐
本市に住所を有してから 3 年以内の者であり、かつ、本市に居住の実態がある者であること。	☐
本市に転入した日の前日から起算して過去 3 年間に 2 年以上継続して本市に住所を有しておらず、かつ、居住の実態がなかった者であること。	☐
本市に住所を有しない配偶者等による加算を行おうとする場合、申請者の戸籍全部事項証明書を添付すること。	☐
経営開始型の交付を受ける見込みの者である場合、交付申請書に経営開始型の要件を満たす日についての確認資料を添付すること。	☐
交付対象期間中に、農業に年間 200 日以上かつ 1,600 時間以上又は月間おおむね 16 日以上かつ 133 時間以上従事することが確実であること （交付申請日において、移住就農者就業・研修状況報告書（農の雇用事業の法人等就業研修生である場合）又は移住就農者就農状況報告書（前者以外の場合）の提出が不可能となる見込みがないこと。）。	☐

提出書類	
1 移住就農者生活支援事業計画書	☐
2 農業経営開始が確認できる書類	☐
3 戸籍の附票の写し	☐
4 市税完納証明書又は非課税証明書及び前住所地の市町村税完納証明書又は非課税証明書	☐
5 誓約書	☐